

実証・本格運行の評価に関する検討プロセスとタイムスケジュールについて

1. はじめに

北新町線・萩の台線では、平成 30 年 9 月をもって実証運行期間が終了することとなっている。平成 30 年 10 月以降の運行方法については、平成 30 年 9 月時点で評価した結果によって、条件（評価基準 70%）を満たす場合は運行の継続（サービス水準の変更はしない）もしくは、条件を満たさない場合は対応方針を検討し、対応する。

本資料は、平成 30 年 9 月時点でおこなう評価方法および評価基準（70%）を満たす場合、満たさない場合の今後の方針を改めて確認するために、手順等を整理したものである。

また、本格運行の路線についても定期的（毎年）評価をすることとなっており、その評価方法については、これまでは整理されていなかった。そこで本資料では、その評価方法も併せて整理することとする。

2. 北新町線、萩の台線における評価方法について

2.1 評価期間について

- ・評価対象期間は、平成 29 年 11 月～平成 30 年 8 月（10 ヶ月間）とする。
- ・評価方法については、北新町線・萩の台線ともに、平成 29 年 11 月～平成 30 年 8 月の 10 ヶ月間における利用実績（運賃収入）を 1 年間に換算する。
⇒[年間(H28.10～H29.9)運賃収入]÷[H28.11～H29.8の運賃収入]の値を[H29.11～H30.8の運賃収入]に乗じて年間の運賃収入を推計する。また、運賃改定による補正も加味して評価を行う。

2.2 評価基準（70%）を満たす場合

- ・北新町線、萩の台線ともに、平成 30 年 10 月以降のコミュニティバスのサービス水準は現行通りとして、運行を継続することとする。

2.3 評価基準（70%）を満たさない場合

- ・平成 30 年 9 月に実施した評価の結果が、条件（評価基準 70%）を満たさない場合は、対応方針を検討し、対応することとする。
- ・新たな代替案での運行を実施する場合、道路運送法の手続きが完了するまでの期間は、現行のサービス水準で運行を継続する。（道路運送法の手続きに関して、運行計画の変更内容によっては、1 ヶ月もしくは 2 ヶ月間の時間を要する）
- ・なお、円滑に検討・準備を進めるために、最終評価に至る過程で、各月で随時評価をおこない、評価基準を満たさないことが想定される場合は、事前に検討することとする。
- ・一方で、公共交通サービスによる支援が困難な場合は、公共交通サービスではない他の方法による支援策の検討を市に要請する。
- ・公共交通サービスによる支援以外の支援策が決まり次第、現行のサービス水準での運行を廃止し、新たな計画に円滑に移行できるよう、速やかに手続きを行う。

3. 本格運行時の評価方法・評価期間について

3.1 門前線、西畑・有里線について

- ・現在の門前線、西畑・有里線における評価期間は、その年の 4 月～翌年 3 月の 1 年間としている。（年度単位）
- ・評価期間における評価結果が、条件（評価基準 70%）を満たしている場合は、サービス水準は変更せずに運行を継続する。
- ・条件（評価基準 70%）を満たしていない場合は、速やかに対応方針を検討し、対応する。
- ・サービス水準を変更する際は、以下の手順で運行計画の見直しをおこなう。
 - ① 3 月末までの実績に基づいて、速やかに評価をおこなう。
 - ② 4 月中（目途）に代替案を検討する。
 - ③ 運輸局に届出を提出する際は、協議会における承認が必要であるため、5 月中（目途）に協議を整える。
 - ④ 協議会で承認を得た後に運輸局に届出をおこなう（6 月中を目途とする。）

- ⑤運輸局から許可を得次第、新たな代替案で運行を開始するが、それまでの期間は現行のサービス水準で運行を継続する。

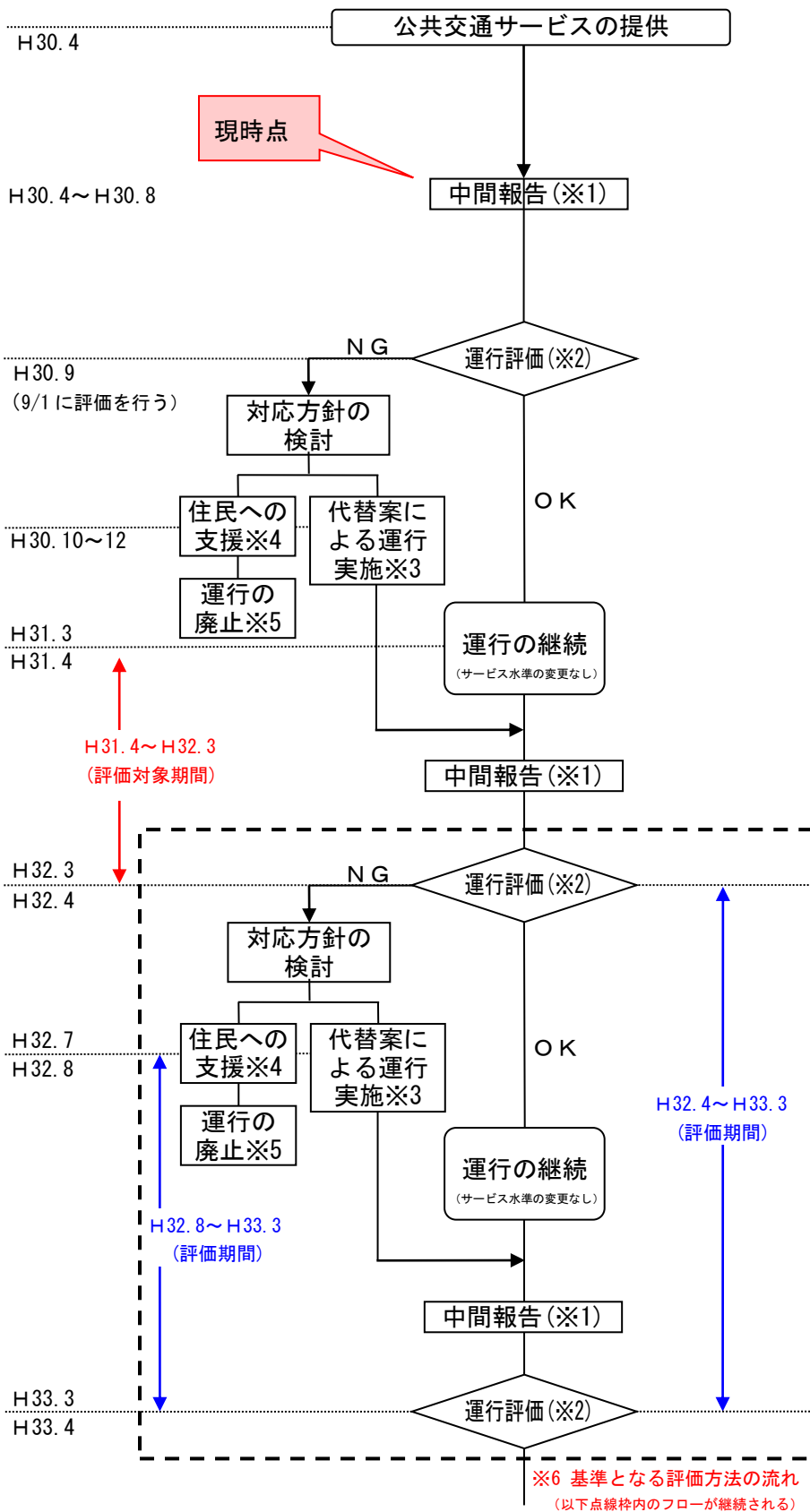
3.2 北新町線、萩の台線について

- ・一方で北新町線、萩の台線における評価期間は、これまでその年の10月～翌年9月の1年間となっていた。そのため、門前線や西畑・有里線の評価期間が異なっている。
- ・本格運行に移り、今後、他路線と併せて評価をする場合、評価期間として、4月～翌年3月と、10月～翌年9月の2つの対象期間が考えられるが、会計年度が4月～翌年3月となっていることから、この期間に合わせて評価を行うことが望ましいと考えられる。

4. 評価基準の運用ルール（検討プロセスとタイムスケジュール）

- ・次頁に、北新町線・萩の台線における今後の検討スケジュールを示す。
- ・また、本格運行時の評価対象期間を、年度毎と仮定した場合の基準となる検討フロー（点線枠部分）も示す。

評価基準の運用ルール（検討プロセスとタイムスケジュール）



※1

適宜利用状況を確認し、住民との協働により改善策を検討

- ・住民に利用状況を周知し、利用を促す
- ・実行可能な改善策（停留所位置の変更等）を検討し、実施する。

※2

評価対象期間における運行評価を行う。評価対象期間は1年間とするが、短い期間での評価になった場合は、季節変動等を加味して利用実績を補正するなど工夫を行う。

また、運行評価は毎月に行い、利用状況を確認し、対応方針の検討に反映する。

※3

新たな代替案で運行を実施する場合は、以下に示す流れで検討を進めることとする。

- ・実態調査によるサービス内容の検証（必要に応じてアンケート調査、ヒアリング調査等を実施する。提供している公共交通サービス内容が活動機会に対応しているかを検証し、代替案を検討するための判断材料を得る。）

- ・代替案の検討・設定
 - ・運行計画の具体化
 - ・運輸局への届出
 - ・代替案における運行の実施
- （おおよそ3~4ヵ月間の時間を要する）

※4

公共交通サービスによる支援ではなく、他の方法による支援策の検討を市に要請する。

※5

公共交通サービスによる支援以外の支援策が決まり次第、現行の公共交通サービスを廃止する。廃止する場合は、新たな計画に円滑に移行できるよう、速やかに手続きを行う。

※6

評価期間を4月~翌3月として運行評価を行った結果、評価基準を満たす場合は運行の継続、満たさない場合は、対応方針を検討することとする。

必要に応じて中間評価を行い、サービス水準を変更する場合は新たな代替案を検討し、速やかに運輸局に届出を行う。

新たな代替案で運行を実施した場合の評価期間については、運行実施時期から3月までの期間とする。（評価方法は※2と同様に実施する。）

Ex.) H32.8 に新たな代替案で運行開始した場合、H33.3 までの8ヵ月間を評価期間とする。